

平成30年度第2回尾張東部圏域保健医療福祉推進会議 議事録

日時：平成31年3月22日（金）

午後2時から午後3時まで

場所：瀬戸保健所 3階 講堂

次 第	発 言 内 容
開会 所長挨拶	<p>（事務局：津嶋次長）</p> <p>それでは、定刻になりましたので、ただ今から「平成30年度第2回尾張東部圏域保健医療福祉推進会議」を開催いたします。</p> <p>私は、本日の司会進行をさせていただきます瀬戸保健所次長の津嶋と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>開会に先立ちまして、瀬戸保健所長の鈴木から御挨拶を申し上げます。</p> <p>（鈴木瀬戸保健所長）</p> <p>本日は年度末の大変お忙しい中、平成30年度第2回尾張東部圏域保健医療福祉推進会議に御出席いただき誠にありがとうございます。</p> <p>皆様におかれましては、平素から保健・医療・福祉それぞれのお立場で健康と暮らしを守ることに御尽力いただき、この場をお借りして、厚くお礼を申し上げます。</p> <p>この保健医療福祉推進会議は、尾張東部圏域の行政機関、関係団体などの皆様が一同に介して情報を共有し、相互の連絡調整を通じて、保健・医療・福祉の連携を図ることを目的に年2回開催しております。本日は第2回目となります。</p> <p>本日の会議は、お諮りいただく議題は予定されていないものの、是非皆様方にご承知いただきたい6件の御報告をし、情報共有を図りたいと思います。</p> <p>報告（1）については、前回の会議の際、構成員の皆様配布しました愛知県地域保健医療計画別表が、会議以降、2度更新されましたので、その変更内容について。</p> <p>報告（2）については、今年度2回開催しました地域医療構想推進委員会における協議内容と審査結果について。</p> <p>報告（3）については、本年4月27日から5月6日までの10連休における医療提供体制の確保に関する対応について。</p> <p>報告（4）については、今年度発生した麻疹・風疹の流行について。</p> <p>報告（5）については、平成31年度に予定しております瀬戸保健所の大規模改修工事の概要とその影響について。</p> <p>最後の報告（6）については、本年4月に行われる愛知県の本庁組織の再編について、それぞれ御報告いたします。</p> <p>最後になりますが、この会議によって、皆さんの共通認識が深まり、連携が一層深まることで、当圏域の保健・医療・福祉がより良い方向に進み</p>

出席者紹介	<p>ますことを祈念いたしまして、簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。</p> <p>(事務局：津嶋次長)</p> <p>続きまして、本日御出席いただきました構成員の皆様を御紹介いたしますのが本来でございますが、時間の関係もございますので、机上の出席者名簿及び配席表をもちまして、御紹介に代えさせていただきます。よろしくをお願いいたします。</p>
傍聴者確認	<p>次に、傍聴者であります。本日の傍聴希望者はございませんでしたので、報告させていただきます。</p>
資料確認	<p>次に、本日の資料を確認させていただきます。資料は、事前に配布させていただいております。</p> <p>又当日配布資料といたしまして、出席者名簿、配席表を机の上に配付させていただきました。</p> <p>資料につきましては以上となっておりますが、不足等がありましたら、お手数ですが事務局までお申し出ください。</p>
会議の公開・非公開	<p>それでは、議事に入ります前に、2点程お知らせします。</p> <p>1点目は会議の公開・非公開の取扱いについてでございます。</p> <p>この推進会議の開催要領第5条第1項におきまして、「会議は原則公開とする。」といたしております。</p> <p>本日は議題はなく、報告事項を6件予定しており、全て公開とさせていただきますので、ご承知おき下さい。</p>
会議の成立	<p>又本日は、全25名の構成員のうち、20名のご出席をいただき、構成員の過半数が出席されておりますので、本会が成立したことをお伝えさせていただきます。</p>
議長を選出	<p>続きまして、議長を選出であります。「開催要領」第4条第2項で、「会議の議長は、会議の開催の都度、互選により決定する」となっています。</p> <p>つきましては、事務局から、本日の会議の議長を、瀬戸旭医師会会長の鳥井彰人様にお願いするという提案をさせていただきたいと思いますが、皆様いかがでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>(事務局：津嶋次長)</p> <p>「異議なし」のお言葉をいただきましたので、皆様の総意ということで、</p>

<p>議長挨拶</p>	<p>議長は瀬戸旭医師会の鳥井様にお願いしたいと思います。 では鳥井様、よろしくお願いいたします。</p> <p>(議長：鳥井瀬戸旭医師会長) 議長を務めます瀬戸旭医師会長の鳥井でございます。 御出席の皆様の御協力によりまして、円滑な議事を進めたいと思いま す。なお、本日の会議は、事務局説明のとおり全て公開とさせていただきます。</p>
<p>議事 報告事項（１） 「愛知県地域保健 医療計画別表の更 新について」</p>	<p>それでは、議事に入りますのでよろしくお願ひします。 なお本日、議題はなく報告事項が6件ございます。 では、報告事項（１）「愛知県地域保健医療計画別表の更新について」、 事務局から説明をお願いします。</p> <p>(事務局：瀬戸保健所 梶田主任主査) では事務局より、報告事項1「愛知県地域保健医療計画の別表の更新に ついて」報告させていただきます。着座にて失礼いたします。 資料1-1及び1-2を御覧いただきたいと思ひます。 タイトルが「愛知県地域保健医療計画別表（医療計画に記載されている 医療機関名）より抜粋」となっております。 まず簡単にこの別表の概要について御説明させていただきます。愛知県 の保健医療対策の今後の基本方針を示し、さまざまな保健医療サービスを 適正に提供することができる体制づくりを目的としました愛知県地域保 健医療計画ですけれども、がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾 患といった5疾病、それから救急医療、災害医療、周産期医療、小児医療、 へき地医療の5事業及び在宅医療を提供する個々の医療機関名につつま しては、もともと医療計画の冊子の本文中、或いは体系図の方に医療機関 名が記載されておりましたけれども、医療機関の数及び内容といったもの が多数に及び、本文中の記載が困難になったため、「別表」という形で別 冊にしております。 この別表というものは、全体で30数ページに及びますけれども、各医 療機関からの報告、或いは県庁が行う調査等で変更が判明次第、随時更新 をしております。そして、更新が行われましたら直近のこの圏域推進会議 に御報告することになっております。 今回は、平成30年10月30日及び平成31年3月6日の2度更新が されましたので、変更のあった部分を報告いたします。 最初に平成30年10月30日更新分について報告いたします。資料1 -1をご覧ください。 1ページ目のところですが、「1がんの体系図に記載されている医療機 関名」のうち、藤田保健衛生大学病院が平成30年10月10日付けで藤</p>

田医科大学病院に名称変更されたことによる変更がありました。

「2 脳卒中の体系図に記載されている医療機関名」の「高度救命救急医療機関」についても同じく藤田医科大学病院への名称変更に伴うものですが、「回復期リハビリテーション機能を有する医療機関」の欄につきましては、名称変更だけでなく、これまでの「回復期リハビリテーション病棟の届出なし」の病院から「回復期リハビリテーション病棟の届出病院」に変更となっております。

次に2 ページ目の「3 心血管疾患の体系図に記載されている医療機関名」「高度救命救急医療機関」についても、同じく藤田医科大学病院への名称変更に伴うものであります

「5 救急医療の体系図に記載されている医療機関名」の初期救急医療体制の休日夜間診療所の欄については、日進市休日急病診療所が東名古屋医師会休日急病診療所に名称変更されたことによりものであり、第3次救急医療体制の欄については、藤田医科大学病院への名称変更に伴うものであります

「6 災害医療の体系図に記載されている医療機関名」の災害拠点病院の欄についても、藤田医科大学病院への名称変更に伴うものであります
3 ページ目に参ります。

「7 周産期医療の体系図に記載されている医療機関名」○地域周産期医療施設（正常分娩等軽度な場合）の「分娩を実施している医療機関病院」の病院についても、藤田医科大学病院への名称変更に伴うものであります。

その下については、藤田医科大学病院への名称変更とともに、同大学病院がこれまでの地域周産期母子医療センター（ハイリスク分娩等重篤な場合）から総合周産期母子医療センター（最重篤な場合）に変更されたことによるものです。

4 ページ目に参ります。

「8 小児救急医療の体系図に記載されている医療機関名」【地域の小児基幹病院】のところと、「12 多様な精神疾患等に対応できる精神科医療機関名」の（1）各精神疾患に対して専門的治療を実施している精神病床のある病院についてのところですが、いずれも藤田医科大学病院への名称変更に伴うものであります。

平成30年10月30日更新分については以上です。

続いて平成31年3月6日更新分について報告いたします。資料1-2をご覧ください。

1 ページ目のところですが、「1 がんの体系図に記載されている医療機関名」のうち「大腸」のところ、日進おりど病院さんが、「肺」のところ、旭労災病院さんが記載されていましたが、30年度調査におきまして、前年度の手術件数がこの表の掲載基準の年間10件に満たなかったことから、今回は削除となっております。

次に「7周産期医療の体系図に記載されている医療機関名」○地域周産期医療施設（正常分娩等軽度な場合）の左の列「分娩を実施している医療機関」の診療所のところで、ブライトベルクリニックさんが記載されていましたが、平成30年2月10日に廃止されましたことから、削除されております。

又右の列「健診のみを実施している医療機関」の病院のところで、平成30年7月1日現在の調査におきまして、旭労災病院さんが、健診を行っていないと御回答いただきましたので、削除されております。またその右の診療所のところで、アキラレディスクリニックのあきらがカタカナ表記になりましたので、変更させていただきました。

平成31年3月6日更新分については以上です。

これ以外の部分につきましては、この医療圏に関しましては異動がありませんでした。

なお本日は、資料の1-3として平成31年3月6日の更新を踏まえた、別表の最新版を添付させていただいております。

愛知県地域保健医療計画の別表の更新についての報告は以上になります。

（議長：鳥井会長）

ありがとうございました。ただ今の説明について、御意見、御質問等がございましたらお願いします。主に名称変更に伴う更新でしたが。

（意見・質問なし）

（議長：鳥井会長）

では他に御意見・御質問もないようですので、次の報告事項（2）「平成30年度尾張東部構想区域地域医療構想推進委員会について」、事務局から説明をお願いいたします。

（事務局：梶田主任主査）

では事務局より報告事項2「平成30年度尾張東部構想区域地域医療構想推進委員会について」説明させていただきます。

着座にて失礼いたします。

資料2をご覧ください。

第1回委員会は平成30年9月14日に開催しました。

まず議題1として「回復期病床整備事業について」協議いただきました。

回復期病床への転換・新設に必要な経費の一部の助成を内容とする「回復期病床整備費補助金」の申請に必要な、医療機関からの意見聴取及び申請内容について非公開で協議を行い、申請の承認についての議決を行いました。その結果、補助金の申請は承認されております。

報告事項（2）

「平成30年度尾張東部構想区域地域医療構想推進委員会について」

次に議題2として「新公立病院改革プラン、公的医療機関等2025プラン策定医療機関の役割について」協議いただきました。

29年度に策定された「新公立病院改革プラン」、「公的医療機関等2025プラン」について事前に委員から募った意見に対する策定病院の対応方針について、事務局より説明を行った後、各プランの修正の有無等の承認についての議決を行いました。

又プラン策定対象医療機関の具体的対応方針（役割）の承認についての議決も併せて行いました。

その具体的対応方針の内容は

①各プランより抜粋した今後、担うべき役割

②4疾病（がん、脳卒中、心血管疾患、精神疾患）と5事業（救急、災害、へき地、周産期、小児の各医療）、在宅医療、地域医療支援病院の中で、各病院が担う役割

③高度急性期、急性期、回復期、慢性期の各医療機能別の各病院の2025年時点の病床数

以上の通りです。

なお議決の結果、各プラン及びプラン策定対象医療機関における具体的対応方針（役割）は承認されております。

続いて議題3として「非稼働病棟を有する医療機関への対応について」協議いただきました。

非稼働病棟を有する医療機関への今後の対応についての事務局案を説明し、その議決を行っております。その事務局案ですが「保健所から非稼働病棟を有する医療機関に対し『今後の方針』についての意向調査を行い、その結果を踏まえて、次回の委員会において出席、説明を求めるかどうかの議論を行う」というものでございましたが、議決の結果、事務局案のとおり承認されております。

なおその意向調査につきましては、この後の議題4で承認されております県医療福祉計画課実施の調査の結果に変えることを併せて承認いただいております。

最後に議題4として「公立・公的医療機関等以外の入院医療を提供する医療機関の役割の決定に向けた取組について」協議いただきました。

公立・公的医療機関等以外のその他の医療機関の役割の決定に向けて、各医療機関の方針を把握するための取組として、県医療福祉計画課が平成30年10月に実施する「地域医療構想を踏まえた各医療機関の今後の病床機能等に関する意向調査」を事務局から説明し、意向調査の実施について議決を行い、承認されております。

続いて資料の右半分をご覧ください。

平成31年3月1日に開催しました第2回委員会の内容でございます。

まず議題1「公的医療機関等2025プランの修正について」として、藤田医科大学病院から提出された公的医療機関等2025プランの修正につい

て、同病院からの説明の後、その修正内容について議決を行い、承認されております。

続いて議題2「公的医療機関2025プランに準じた事業計画について」協議いただきました。

前回9月14日の委員会で承認されました県医療福祉計画課実施の調査の結果、「開設者の変更を含め構想区域において担うべき医療機関としての役割や機能を大きく変更する病院」に該当した医療機関がありました。そのうち緊急性の高い

①医療法人青山病院、

②医療法人橘会 東名病院

から提出された「医療機関2025プランに準じた事業計画」について両病院からの説明の後、承認についての議決を行い、両プランとも承認されております。

続いて議題3として「非稼働病棟を有する医療機関への対応について」協議いただきました。

非稼働病棟を有する医療機関への今後の対応についての事務局案を説明し、その議決を行っております。その事務局案は「(1) 県医療福祉計画課が行った調査の結果、概ね非稼働である理由が把握できることから、該当医療機関に対する個別のヒアリングは実施しない。(2) 調査結果の内容において「未定」や空欄などの箇所について、該当医療機関に対し事務局から確認を行う。(3) 上記(2)で確認した内容について、次回の地域医療構想推進委員会で事務局から報告を行う。」というものでございましたが、議決の結果、事務局案のとおり承認されております。

以上で「平成30年度尾張東部構想区域地域医療構想推進委員会について」の説明を終わります。

(議長：鳥井会長)

ありがとうございました。ただ今の説明について、御意見、御質問等がありましたらお願いします。第1回と第2回の委員会の要約を御報告いただきましたが、いかがでしょうか？

(意見・質問なし)

(議長：鳥井会長)

確か1回目の委員会の時に藤田医科大学病院の院長先生から同病院の担う役割の方針欄の県の記述について、御意見がありました。2回目ではそういったこともクリアされたんですね？

(事務局：梶田主任主査)

第2回の委員会では、藤田医科大学の公的医療機関等2025プランの修

正について協議いただきましたが、プランの修正内容については、藤田保健衛生大学病院からの名称変更ということだけでなく、がん治療の拠点病院であることを踏まえて、病院の役割についてかなり詳細に御記述いただきましたので、そういった問題はなくなっております。

(議長：鳥井会長)

ありがとうございました。他にどなたか御意見ございませんか？

(意見・質問なし)

報告事項（３）

「本年４月２７日から５月６日までの１０連休における医療提供体制の確保に関する対応について」

(議長：鳥井会長)

他に御意見・御質問もないようですので、次の報告事項（３）「本年４月２７日から５月６日までの１０連休における医療提供体制の確保に関する対応について」、事務局から説明をお願いします。

(事務局：梶田主任主査)

では事務局より、報告事項３「本年４月２７日から５月６日までの１０連休における医療提供体制の確保に関する対応について」報告させていただきます。着座にて失礼いたします。

資料３－１をご覧ください。厚生労働省から平成３１年１月１５日付けで「本年４月２７日から５月６日までの１０連休における医療提供体制の確保に関する対応について」の通知がありました。

この通知は、昨年１２月１４日に公布・施行された天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律に係る国会の附帯決議を踏まえ、１０連休における医療提供体制の確保に万全を期すよう、通知されたものです。

なお資料の３－２としてこの国通知の写しをお付けしております。

１枚目にお戻り下さい。

この国通知の主な内容としましては、「(１) １０連休における必要な医療提供体制が確保されるよう、救急医療体制や外来診療を実施する医療機関等の情報を各医療機関等の承諾を得た上で、把握すること。(２) 把握した情報について、県民等に周知し、医療関係者等における情報共有を行うこと。」以上でございます。

当保健所からは２月６日付けで、各市町及び病院に照会させていただいております。

なお本県における１０連休対応の情報把握につきましては、

○救急医療提供体制については各保健所を通じ市町村又は保健所設置市に照会して把握、

○精神科病院を除く病院の外来診療については各保健所・保健所設置市を通じ各病院に照会して把握、

○診療所の外来診療・訪問診療については愛知県医師会を通じ、照会して把握、

○歯科診療所については県健康対策課が、愛知県歯科医師会を通じ、照会して把握、

○精神科病院については県こころの健康推進室が愛知県精神科病院協会を通じ又は直接に照会して把握させていただくこととしております。

なお、把握した10連休における医療提供体制に関する情報については、医療機関等の承諾をいただいたものについて、3月中下旬となる見込みですが、あいち医療情報ネット等への掲載を予定しております。

なお、まとめ次第、あらためて情報提供させていただきますので、医療提供体制に関する情報を関係者で共有するとともに、市町村の皆様におかれましては、ホームページや市町村広報への掲載など、県民の皆様などへの周知に御協力いただきますよう、よろしく申し上げます。

説明は以上です。

(議長：鳥井会長)

ただ今の説明について、御意見、御質問等がありましたらお願いします。

(意見・質問なし)

(議長：鳥井会長)

よろしいでしょうか？具体的なことにつきまして、愛知県医師会の方から各医療機関への通知はもう既に出しておりますので、医師会としてはしっかりと対応したいと考えております。他によろしいでしょうか？

一応確認ですけど、例えば陶生病院は、基本的に救急の方はずっとされると思いますが、外来診療については4月30日と5月3日に実施すると聞いているのですが、その時の休日加算とかについては既に解決済みということですね？

(陶生病院 味岡院長)

はい。

(議長：鳥井会長)

ありがとうございます。では他に御意見・御質問もないようですので、次の報告事項(4)「麻しん・風疹の流行について」、事務局から説明をお願いします。

(事務局：瀬戸保健所 水野環境食品安全課長)

瀬戸保健所環境食品安全課長の水野です。着座にて説明させていただきます。

報告事項(4)

「麻しん・風疹の流行について」

今年度の麻しん風しんの流行状況について説明させていただきたいと思ひます。お手元の資料4で説明させていただきます。

まず最初に2枚目の「風しんの発生状況について」をご覧くださいと思ひます。

2018年の風しんの届出状況で、上が男性分、下が女性分となっております。これを見ていただいてもわかるように、男性患者さんが非常に多いということとなっております。これを受けまして、国が来年度から男性について定期の予防接種（第5期）を開始するということになりました。

この件について、各市町におかれましては、短い期間において対応していただき大変御迷惑をかけておりますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。一部早々にでも受診券というものをお配りできると聞いておりますので、そのように対応していきたいと思ひます。期間は限定的ではありますけれども、この期間をもって風しんの撲滅にあたりたいというのが目的であります。

この資料の最後のページの下段「3 風しんの予防接種の推移」に書いてありますが、今まで風しんについては、「接種をしたりしなかったり」、「男性はしてなくて女性はする」というような色々な状況がありました。

このように非常に変遷しておりわかりにくい状況ですので、できれば男性の方はこの機会に風しんの抗体検査をやっていただいて、低い方については、ワクチンの接種をお願いしたいと思ひます。

では最初に戻っていただき、麻しんの流行について説明いたします。

昨年平成30年の全国の麻しんの報告件数でございます。14週、15週あたりから増えておりますのは、4月にこの辺りの地域を中心に広がりました麻しんの感染による患者の数によるものです。

それから42週とかその辺りになってきますと、三重県での発生とかの関係で増えております。

下に各年におけます麻しんの累積の報告件数がありますが、大流行と言われた平成26年を上回る勢いで、本年平成31年は患者数が増えております。

次のページに参りまして、上の表は愛知県における患者数であります。

ずっと減ってきていましたけれども、平成30年には37名ということになっております。

下の表は本年「平成31年の麻しんの流行について」ということで、今まで発生した14件についての一覧です。推定感染地の三重県というのは、ある団体の三重県での会合で広まったものであります。他の推定感染地ですがフィリピン、ミャンマー、ベトナムとかがありました。昨年4月の東郷町を発端するものについても、台湾からの帰国者から沖縄で広まり、愛知県に入ってきたという状況になっております。

従って麻しんについては、海外からの輸入が非常に危惧されている状況ではあります。この先5月に10連休がありますが、その中で海外へ遊び

に行った方が帰ってくる10連休の後半から連休明けについては、麻しんの輸入の可能性が非常に高くなると危惧しております。

保健所としては24時間対応ができるような体制をとりますけれども、これについて藤田医科大学の先生から「二次救急、三次救急をやっているところに麻しんの患者さんがいきなり入ってこられると、二次感染の恐れが非常にある。そういう状況の中で、治療を続けるのは非常に大変であるので、できれば麻しんについては、判断していただけるような受け入れの医療機関を是非作っていただきたい。」というお話をいただきました。これについては保健所として、また改めて一緒に先生の方にはお願いをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。以上です。

(議長：鳥井会長)

ありがとうございました。ただ今の説明について、御意見、御質問等がありましたらお願いします。

(医療法人財団愛泉会愛知国際病院 理事長 井手委員)

10連休中も随時受けていただけるということですか？

(事務局：水野課長)

はい。衛生研究所の方と打ち合わせておまして、今の段階での考えとしては、3日に1回位検査する日を設けて、まとめてやるよう検討しております。今、異動の時期であって、まだはっきりとした体制を組めておりませんが、できるだけ速やかに検査を実施できる体制をとりたいと思っております。

風しんについては、できるだけ先生の診断を優先していきたいと思いますが、麻しんの方が怖いので、麻しんの検査を優先してやらせていただきたいと思っております。

保健所としては、365日、24時間対応しますので、御連絡いただければ夜間においては代務員が対応しますので、そこから私の方に連絡が入ることになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

(議長：鳥井会長)

ありがとうございました。他に御意見御質問追加ございませんか？

(尾張旭市社会福祉協議会 森会長)

麻しんと風しんのワクチンは必ずセットになっているものなんですか？

(事務局：水野課長)

別々で作ってはいるんですけども、単体のものは非常に数が少なく、基本的に麻しん、風しん一緒に接種することが国の方針ですので、それにとりもなって製造されるワクチンについても、ほとんどが一緒になったものになります。ただ一緒に打っていただいても、副作用については非常に少ないというふうに認識しております。

(森会長)

患者の状況をみると、かなり若い方が多いのですが、高齢の人はまず大丈夫と考えてもよろしいのですか？

(事務局：水野課長)

大体58歳以上の方は罹っている年代だと思います。特に麻しんについてはほぼ罹っていると思います。

私ももう58歳ですので、どちらも罹っているつもりでいたのですが、35歳の時に小児病院で風しんに罹患して2週間くらい寝込んだことがあります。ですので風しんについては少し心配がありますが、麻しんについてはまず罹っていると思います。

(議長：鳥井会長)

ありがとうございました。他にございませんか？

(意見・質問なし)

(議長：鳥井会長)

では他に御意見・御質問もないようですので、次の報告事項(5)「瀬戸保健所 長寿命化改修工事について」、事務局から説明をお願いします。

(事務局：瀬戸保健所 鈴木課長補佐)

瀬戸保健所総務企画課の鈴木と申します。よろしくお願いいたします。着座にて失礼します。

瀬戸保健所 長寿命化改修工事の対応と言うことで、資料5に沿って説明させていただきたいと思います。A3版の資料になります。

最初に1の経緯について説明させていただきます。本県は、当保健所はじめ県庁、県民事務所、福祉相談センター、建設事務所、県図書館、芸文センター、更には県立高校など、様々な建物(県有施設)を保有しておりますが、これら建物の3割以上は、築30年以上を経過しており、10年後にはその比率が6割にまで増加します。

厳しい県財政の中、老朽化に伴う対策が今後必要となることから、県はこれら施設の維持・管理の在り方などの検討を重ね、平成27年3月に「愛知県公共施設等総合管理計画」を策定しました。計画では、予防保全型の

報告事項(5)
「瀬戸保健所 長
寿命化改修工事
について」

施設維持管理の在り方、施設の安全確保の進め方などが定められました。

瀬戸保健所は昭和41年に竣工、築50年を優に超えておりますが、この計画に基づき施設の現況調査として、平成28年度に躯体のコンクリートを調査したところ、今後30年間の使用可能という結果が出ました。

そこで長寿命化の改修工事計画が策定され、今年度に工事の実施設計が行われ、来年度平成31年度に長寿命化改修工事を実施することとなりました。なお、春日井、豊川、江南、津島、知多の5保健所でも、長寿命化改修工事が来年度実施されます。

では来年度の当所の改修計画について、その概要をお伝えします。

2の工期ですが、平成31年7月1日から32年2月28日の予定です。

資料の右側の上表にありますように、夏に現場事務所や建物の仮囲いが設けられ、秋から冬、10月頃から1月頃にかけて工事のピークを迎える計画です。

次に3 主な工事内容です。

(1) トイレを除くこの建物の内部ですが、1階事務室の床補修や所長室・会議室の天井・壁面の改修、そして玄関の自動ドア化、廊下や玄関ホールの天井張り替えや照明のLED化などを予定しています。

2階では、精神保健福祉相談室（西側）の天井張り替え等を行います。そして、3階ではこの講堂の空調設備の取り替えや天井改修などを行います。その他、本日この講堂まで階段で上がられたと思いますが、階段の手すりも改修するなどの改修を行います。

(2) トイレ改修ですが、1階の多目的トイレ以外のトイレを全面改修します。例えば、廊下との段差をなくすなどのバリアフリー化、和式便座を洋式にする、あるいはレイアウトの見直しでトイレ全体を広くするなどの改修を行います。また、この3階トイレを男女共用から女性専用トイレとします。なお、当所駐車場内に改修期間中に仮設トイレを設けますが、これは後ほど改めてお話しします。

(3) 駐車場についてです。身障者用駐車スペースを2台から3台としたり、薄くなった白線を引き直すなどの改修を行います。

(4) その他、屋根や外壁の補修、塗装塗り直しや、電気設備の更新などの工事を行います。

続きまして4として、工事に伴って生じる主な影響について説明します。資料右側の上の表と併せてご確認ください。

まず、本日の会議会場でもありますこの講堂ですが、(1)にありますように、空調工事等のため、11月中旬から1月中旬までの2か月程度、使用ができない見込みです。また、1階会議室や2階精神保健福祉相談室など、工事により使用できない期間が生じる見込みです。

(2) トイレですが、1階から3階までつながる配管の改修等に伴い、先に述べたように1階身障者用トイレを除き、11月中旬から2月上旬の

3か月程度使用が出来ない見込みです。その間は、仮設トイレの使用をお願いしたいと存じます。

(3) ですが、庁舎内のあちこちで改修工事があることから、玄関や廊下の通路（動線）が工事期間中制限される、（通路が狭くなる）見込みです。

(4) 駐車場についてです。資料右側の下表にあります。工事現場事務所や工事資材の仮置き場、工事関係車両の駐車などにより、駐車場の東側、約20台の利用が工事期間中制限されます。

(5) その他、工事に伴い、騒音、振動が生じると思われます。皆様にご迷惑、不便をおかけすることとなりますが、何卒ご容赦ください。なお、駐車場については、お車で来所される方も多いため、近隣の駐車場を借りるなどの対応を考えております。

5の来所者への周知ですが、工事につきましては、工事開始までに保健所のホームページに掲載する予定です。また、市町の方々に配布をお願いしている「保健所だより」ですが、これを来年度は8月頃に発行して周知したいと考えております。例年秋から冬に発行している「保健所だより」ですが、来年度は前倒しでの発行ですので、市町の皆様におかれましては、配布につきまして御協力をよろしく申し上げます。

最後に6 会議等の開催についてです。講堂や1階会議室が使用できない間に当所が実施する会議については、例えば隣接する瀬戸商工会議所や豊明保健分室、あるいは瀬戸旭医師会館など、代替での開催場所を調整し、会議の開催通知にその旨記載することとします。

長寿命化改修工事の概要についてはただいまご説明させていただいたとおりです。

皆様にご迷惑をおかけしますが、どうかよろしく申し上げます。

(議長：鳥井会長)

ありがとうございました。今後も長く使うためには避けられないことだと思いますが、どなたか、御質問ありませんでしょうか。

(井手理事長)

本当に古い建物ですし、県もお金がないので仕方がありません。

ただ今の話は建物についてのことですが、気になるのは、ここは地域災害医療対策会議の設置場所になるということです。

確かに建物がつぶれてしまえば何もできないのですが、建物が残っていても、地域災害医療対策会議としての機能を果たせなければ意味がない。各市町との連絡、調整とか、そういうことをするための場所としての必要な予算が、もう少しつかないのかなと思います。

(事務局：津嶋次長)

私どもといたしましても、めったにないチャンスなので、先生がおっしゃる通り色々思惑もあって、「様々な視点から活用できる保健所」、「動く保健所」、「フットワークのいい保健所」というものを考えました。

ただ本庁と私ども保健所との感覚の差、認識の差がありまして、色々予算要求、要望をしたのですが、中々認めていただけない。

例えば災害時、道路で自動車の通行が不能になった場合、自転車とか原付バイクとかで情報収集ができるように、そういった車両の要求などもしたのですが、「平常時に必要なのか？物品の保管管理はどうするのか？」とか言われまして、結局のところ災害対策に回せる予算の充実には縁遠いというのが実感です。

一応設計業者さんとの間で今年度実施設計をやりまして、その実施設計にあたり、この対策会議の場所を基本的に1階の会議室とすることとしましたが、これまで入れることが難しかったホワイトボードのような高さのある物品を入れられるように鴨居を高くしたり、非常電源を用意してすぐ電気を起こせるような配慮などはしております。

中々災害対策についての行政の万全な対応というのは難しいですが、少しずつ、根気よく本庁に要望して進めていきたい、というのが保健所の考えであります。

(議長：鳥井会長)

ありがとうございました。築50年と言いますと、昭和56年に耐震基準が大きく改正されておりますが、ようするにその前にできたものということですね。

ただ元々この造りは非常にしっかりしていて、だから先ほどコンクリートの耐久検査の結果でも「これから30年はいける」ということになっている。

従って躯体そのものについては、しっかりとした耐震構造となっていると理解しております。他よろしいでしょうか？

(事務局：鈴木課長補佐)

当初の案では、部屋の入替えも検討しましたが、職員もその都度大変であるし、来庁者にも不便をおかけすることもありますので、結局執務室の変更は一切せず、工事をしながら今まで通り通常業務を行うことになりました。したがって窓口の場所の変更もありませんので、ご承知おき下さい。

(議長：鳥井会長)

では他に御意見・御質問もないようですので、次の報告事項(6)「愛知県における本庁組織の再編について」、事務局から説明をお願いします。

報告事項(6)

「愛知県における本庁組織の再編について」

(津嶋次長)

この再編は先月2月8日に報告があり、一昨日3月20日に閉会しました愛知県2月定例議会において「愛知県部局設置条例」等の所要の条例案が可決され、この4月1日からスタートすることになりました。

資料6-1をご覧ください。

1. 背景、必要性に掲げられました通り、愛知の総合力を一層高めるための取組を着実に実施するため、知事部局と教育委員会の一部組織を、現行の第6次行政改革大綱に基づく「しなやか県庁創造プラン」において新しい行政ニーズに的確に対応できるよう柔軟に見直ししたことによるものです。

なお保健所、県民事務所、建設事務所等の地方機関については、この再編に伴う名称、組織、業務内容等の変更はありません。

4. 主なポイントを説明いたします。

(1)「局制」の導入と「部門」内の連携強化として、「部」と「局」の関係を整理するため「局制」を導入し、簡素で分かりやすい組織体制とする。また、県の仕事を関連する政策分野ごとに「部門」としてまとめる、となっております。詳しくは次の2ページをご覧ください。

一例としましては、保健所を所管する健康福祉部は、福祉医療部門として福祉局と、保健医療局に分かれます。

1ページに戻っていただき(2)事務分担と責任の明確化ということで、ポストについて記載されておりますが、「次長」ポストを廃止し、「局長」の下に「部長」及び「事業監」を設置し、局内の事務分担と責任の明確化を図ります。又2ページ目に戻っていただき、下に組織のピラミッド図がありますが、これは全部局共通で「このような体制になります」というものをわかりやすくお示したものですので、参考にご覧下さい。

従いまして健康福祉部におきましては福祉局長の下に福祉部長、看護推進監、少子化対策監のポストが、保健医療局長、技監の下に健康医務部長と生活衛生部長のポストが新設されます。

再び1ページに戻ります。(3)として、今回再編の目玉であるスポーツ関係業務の知事部局への一元化というものがございます。こちらは3ページ目をご覧ください。

これまで振興部や教育委員会など複数の部にまたがっておりましたスポーツ関係業務を知事部局へ一元化し、「スポーツ局」を設置いたします。

健康福祉部の関係では障害福祉課が所掌しておりました障害者スポーツ関係業務が、ご覧の通りスポーツ局スポーツ課の中に移ります。スポーツ振興を強く押し進めるといふ知事の意志でこのような形になったものと思われまます。

1ページに戻りまして最後(4)関連性の強い業務の集約がございます。4ページ目をご覧ください。

①インフラ関係業務等の集約として、建設、建築、航空、交通等のイン

フラ関係業務等の集約を行い、②として地域振興体制を見直して再編しております。

それぞれ関連性の強い業務を集約して、所掌業務の見直しを行い政策課題に一層迅速かつ効率的に対応することとしております。

次に9ページをご覧ください。健康福祉部の再編をまとめたものでございます。

先ほど説明した内容の他に、現在医療福祉計画課の課内室になっております地域包括ケア・認知症対策室を福祉局にもっていきまして、高齢福祉課の課内室として設置いたします。

又障害福祉課の課内室になっておりますこころの健康推進室を保健医療局健康医務部の医務課の課内室として設置いたします。

なおこの資料には記載がありませんが、現在、児童家庭課で所管しております母子保健関係事業が保健医療局健康医務部の健康対策課に移管される等、一部ですが課室をまたいだ事務事業の移管や、グループの移管がございます。

お配りした資料は全部局の再編状況をお示ししておりますが、この情報については本庁の職員に正式に周知されたのが2月上旬であり、事務移管があった担当職員でも未だしっかりとした把握ができておらず、新年度に入ってもしばらくは、場合によっては県民の皆様に御迷惑をおかけすることもあるかと思いますが、よろしくお願ひします。

最後になりますが資料6-2として全体の組織図をつけさせていただいておりますので、参考にして下さい。

以上で報告事項(6)「愛知県における本庁組織の再編について」説明を終わらせていただきます。

(議長：鳥井会長)

ただ今の説明について、御意見、御質問等がありましたらお願いします。

(意見・質問なし)

(議長：鳥井会長)

この再編ですが、県庁の再編ということですので、保健所に関しては特に変更はないということですか？

(津嶋次長)

その通り全く影響はありませんので安心していただいて結構です。ただ県庁に用務として行かれた際に、部屋や案内板の課室名が混乱した状況になっていることもありえますので、何かあった際には、受付の担当職員にお聞き下さい。

	<p>(議長：鳥井会長)</p> <p>よろしいでしょうか？これで本日予定しておりました6つの報告事項はすべて終了しましたが、全般を通じまして、また、その他にも何か御意見・御質問がありましたらお願いします。</p> <p>(意見・質問なし)</p>
議事終了	<p>(議長：鳥井会長)</p> <p>では他に御意見等もないようですので、これをもちまして、報告事項を全て終了させていただきます。</p> <p>皆様の御協力により、議事が円滑に進みましてことをお礼申し上げます。ありがとうございました。事務局へ進行をお返しします。</p>
閉会時の説明	<p>(事務局：津嶋次長)</p> <p>鳥井会長、議事進行ありがとうございました。</p> <p>本日の議事録につきましては、発言内容を御発言者に確認の上、鳥井議長のご了解をいただいた上で、当保健所のホームページに公開する予定でありますので、よろしくお願いします。</p> <p>では閉会に当たり、瀬戸保健所長の鈴木から御挨拶申し上げます。</p>
所長あいさつ	<p>(鈴木保健所長)</p> <p>皆様には、御臨席をいただきまして、また、貴重な御意見を賜り、誠にありがとうございました。</p> <p>県といたしましては、今後とも保健・医療・福祉の一層の充実に向けて取り組んでまいりますので、引き続き、御支援・御協力を賜りますようお願いいたします。</p> <p>ありがとうございました。</p>
閉会	<p>(事務局：津嶋次長)</p> <p>これにて平成30年度第2回尾張東部圏域保健医療福祉推進会議を終了いたします。</p>